



葛飾区住まいの防犯対策助金 Q&A



申請について

◆ 助成金の申請前に、相談は必要ですか。

答 防犯設備の購入・設置後の申請になりますので、不要です。ただし、購入希望の防犯設備が助成対象になるか不安等がございましたら、購入を予定されている備品を具体的にお示しいただき、購入前にご相談ください。

◆ 防犯設備の購入前に、相談は必要ですか。

答 防犯設備の購入・設置後の申請になりますので、不要です。ただし、購入希望の防犯設備が助成対象になるかなど、ご不安等がございましたら、ご相談ください。

◆ 管理者や管理組合、賃貸住宅所有者単位での申請は可能ですか。

答 管理者や管理組合、賃貸住宅所有者単位での申請は対象外のため、申請できません。

◆ 世帯主でなくても、申請できますか。

答 同一世帯のどなたでも申請可能ですが、申請書・領収書等の名義・口座名義人は同一の方にしてください。

◆ 二世帯住宅ですが、各世帯ごとに申請できますか。

答 同じ住宅(建物)につき申請は同一年度内に1回限りのため、申請できません。

◆ 共同住宅(マンション)の申請単位は。

答 部屋ごとに申請できます。ただし、申請は個人単位となります。(管理者や管理組合、賃貸住宅所有者単位での申請はできません)

◆ 共同住宅(マンション)に住んでいる場合でも申請できますか。

答 申請できます。ただし、管理組合の許可が必要かどうか等をご確認の上、手続き等を済ませてから申請ください。

◆ 賃貸物件に住んでいる場合でも申請できますか。

答 申請できます。ただし、所有者からの同意書(第2号様式)の記載が必要となります。

◆ 区内に住居を所有していますが、住民登録地は区外です。申請可能ですか。

答 区内の住民登録が必要となりますので、申請できません。

◆	防犯設備を複数品目購入しましたが、申請できますか。
答	複数品目の申請ができます。 ただし、複数の品目を1度にまとめて申請ください。
◆	インターネットでの購入は対象になりますか。
答	対象になります。ただし、領収書等の必要書類が発行できる場合に限りです。
◆	クレジットカード、電子マネー、QRコード決済での支払いは対象になりますか。
答	対象になります。ただし、領収書等の必要書類が発行できる場合に限りです。
◆	購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか。
答	販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン割引など)やポイントを利用した支払いは割引と同様の扱いとして、割引後の支払額を購入費用として計算します。
◆	購入に伴い付与されるポイントは、購入費用から減額されますか。
答	付与されるポイントは、購入費用から減額しません。
◆	郵送での申請も可能ですか。
答	郵送による申請もできます。
◆	助成対象の物品を設置するのに、必要となった資材の購入費は助成対象になりますか。
答	「助成対象項目 定義・要件一覧」の助成対象項目に記載された物品以外の物を購入された費用は、助成対象になりません。ただし、設置の工事費は助成対象としておりますので、設置工事に必要となる物品であれば、工事費として申請できます。
◆	購入する物品単体では「助成対象項目 定義・要件一覧」の助成対象項目に当てはまらないですが、複数物品を組み合わせることで定義・要件に当てはまります。助成対象になりますか。
答	物品単体で要件に当てはまらない物に関しては、助成対象外としています。
◆	購入した防犯設備の設置を知人に依頼し、報酬を支払ったが、報酬の費用は助成の対象になりますか。
答	防犯設備の設置費用は専門の業者に依頼し、費用を支払った場合のみ対象となります。そのため、知人に設置を依頼した際に支払った費用は助成の対象にはなりません。
申請書類について	
◆	申請書類の記載方法がわからない。
答	記載例(HPで公開または窓口配布)を参考に記載をお願いします。

◆	複数品目申請する場合、申請書（第1号様式）の設置（購入）年月日に記載する日付はいつになりますか。
答	複数品目で申請し、設置（購入）年月日が異なる場合は、1番目の品目の設置年月日を記載してください。
◆	申請書類の記載を間違えた場合は、どうすればよいですか。
答	原則、書き直して再提出をお願いします。 また、各書類の作成者氏名欄に押印し、押印がある書類とした場合は、訂正箇所には2重線を引いて押印し、その上に正しい内容を記載してご提出ください。ただし、その場合でも金額欄の訂正はできません。 なお、修正テープ・修正液の使用は、認められません。
◆	必要書類は、原本を提出しても良いですか。
答	原本提出は可能ですが、返送はできません。
◆	助成金の振込先の口座は、本人名義以外の口座でも可能ですか。
答	申請者本人名義の口座のみになります。
◆	写真は設置前のものでも申請可能ですか。
答	購入し、設置した後の写真の提出をお願いします。
◆	設置後の写真は、どのように提出すれば良いですか。
答	以下のいずれかの方法で、ご提出ください。 ・現像した写真 ・写真のデータをワード等に貼り付けたものの写し（カラー印刷）
◆	録画機能付きドアホンはインターホン（屋外）、モニター（屋内）の写真が必要ですか。
答	写真は両方とも必要です。
◆	領収書の宛名と申請者が異なる場合申請は可能ですか。
答	申請可能です。 提出する領収書のコピーの余白に申請者と領収書の宛名人とのご関係（夫婦、親子など）を記載してください。
助成率について	
◆	助成率は。
答	助成率は、1/2になります。

助成額について

◆ 助成上限額は、いくらですか。

答 助成上限額は、4万円になります。

◆ 6万円の防犯カメラを購入しました。助成額はいくらですか。

答 助成額は、3万円になります。（6万円×1/2＝3万円）

◆ 10万円の防犯カメラを購入しました。助成額はいくらですか。

答 助成額は、4万円になります。（10万円×1/2＝5万円、ただし助成上限額が4万円）

◆ 7万円の防犯カメラと1万円のセンサーライトを購入しました。助成額はいくらですか。

答 助成額は、4万円になります。（{7万円+1万円}×1/2＝4万円）

◆ 7万円の防犯カメラと3万円の録画機能付きドアホンを購入しました。助成額はいくらですか。

答 助成額は、4万円になります。（{7万円+3万円}×1/2＝5万円、ただし助成上限額4万円）

防犯カメラについて

◆ 助成対象となる防犯カメラの定義はありますか。

答 ・犯罪防止を目的としていること。
・継続的に撮影している録画機能のついたカメラであること。

◆ 防犯カメラ本体以外にも助成対象となる関連機器はありますか。

答 防犯カメラが撮影する、映像の記録・通信のために**必要な最低限の関連機器**も対象です。
※「必要な最低限の関連機器」とは、その関連機器がないと、映像の記録・通信が出来ない等が判断基準となります。本来的に防犯カメラとしての機能を有しない機器を、防犯カメラとして転用する目的で設置する周辺機器や、単に機能性の拡張や効率性の向上を目的とした周辺機器については補助対象となりません。

◆ ダミーカメラは、補助対象になりますか。

答 対象になりません。（定義に合致しないため）

◆ 防犯カメラの設置場所・撮影範囲に要件はありますか。

答 設置場所は、住宅等の敷地内であれば室内・室外は問いません。
ただし、室外に設置する場合は、近隣住民等のプライバシー保護に留意してください。
やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者等に、必ず事前に説明を行い、同意を得てください。

◆ 駐車場に設置した防犯カメラは補助の対象となりますか。

答 自宅の敷地外など遠隔地にある駐車場を撮影する防犯カメラは設置場所の要件に当たらないため、助成対象外となります。ただし、自宅の敷地内にある駐車場であって、自宅への入り口と一体的に撮影する場合は助成対象とします。

録画機能付きドアホンについて

◆ 助成対象となる録画機能付きドアホンの定義はありますか。

答 訪問者の姿を映像で確認・録画をすることができる機能のついたもの。

◆ 録画機能に要件はありますか。

答 動画・静止画ともに助成対象になります。

防犯性の高い錠について

◆ スマートロックは対象になりますか。

答 スマートロックは本体代、設置工事を行った場合はその工事費が補助対象となります。
※スマートロックとは、スマートフォンやICカード、暗証番号等を使用し玄関ドア等の施錠・開錠ができるシステムです。

◆ ディスクシリンダー錠からディンプルキーへ交換しましたが補助対象となりますか。

答 ディスクシリンダー錠（ギザギザの鍵）からより防犯性の高いディンプルキー（鍵の表面に大小様々なくぼみが付いた鍵）への交換は、本体代、鍵交換等の工事費ともに補助対象となります。

防犯砂利について

◆ 補助対象となる防犯砂利とはどのようなものですか。

答 不審者の自宅への侵入を防ぐことを目的に、踏むと大きな音が鳴るようにつくられた砂利です。
『防犯砂利』として一般販売されているものが対象です。

◆ 防犯砂利の下に敷く防草シートは、助成対象になりますか。

答 防草シートは「助成対象項目 定義・要件一覧」の助成対象項目に記載された物品ではないので、購入費用は助成対象になりません。ただし、防犯砂利設置の工事費は助成対象としておりますので、設置工事に防草シートが必要となった場合は、工事費として申請して下さい。

防犯フィルムについて

◆ 助成対象となる防犯フィルムとはどのようなものですか。

答 次の2点に当てはまるものを対象とします。
①空き巣犯人の侵入を防止する『防犯フィルム』として一般販売されているもの
②家の中を見えにくくする『目隠しフィルム・ミラーフィルム』として一般販売されているもの
※①、②の機能を有しない『災害用（ガラス飛散防止）フィルム』や『遮熱・断熱フィルム』は対象になりません。

面格子について

◆ 助成対象となる面格子とはどのようなものですか。

答 『面格子』として一般販売されているものは対象になります。
本体と設置工事費が助成対象です。
ただし、設置する窓の形状から市販のもので対応できないため、オーダーメイドする必要がある場合は事前にご相談ください。